

新 旧 対 照 表

新	旧
神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱 （設置目的） 第1条 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として、神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。 （協議事項） 第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。 （1）患者等一般向けの講演会等の開催に関する事項 （2）病院や診療所等医療関係者を対象とした研修の実施に関する事項 （3）慢性腎臓病（CKD）<u>の</u>診療に関わる医療機関情報の収集と提供<u>及び診療連携の推進に</u>に関する事項 （4）慢性腎臓病（CKD）の普及啓発に関する事項 （5）事業評価の実施に関する事項 （6）その他慢性腎臓病（CKD）の予防や重症化防止に必要な事項 （構成員等） 第3条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから選定した委員<u>18</u>名以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が選任する。 （1）神奈川県医師会の代表 （2）腎臓病に関する専門の知識を有する者 （3）県民からの公募等により選考された者	神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱 （設置目的） 第1条 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として、神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。 （協議事項） 第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。 （1）患者等一般向けの講演会等の開催に関する事項 （2）病院や診療所等医療関係者を対象とした研修の実施に関する事項 （3）慢性腎臓病（CKD）診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関する事項 （4）慢性腎臓病（CKD）の普及啓発に関する事項 （5）事業評価の実施に関する事項 （6）その他慢性腎臓病（CKD）の予防や重症化防止に必要な事項 （構成員等） 第3条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから選定した委員<u>16</u>名以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が選任する。 （1）神奈川県医師会の代表 （2）腎臓病に関する専門の知識を有する者 （3）県民からの公募等により選考された者

(4) 市町村及び保健所等の代表 (5) その他がん・疾病対策課長が適当と認める者 2 委員の任期は、選任の日から2年以内とし、再任を妨げない。 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 連絡協議会に、会長及び副会長各1名を置く。 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。 (会議の開催) 第5条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務) 第6条 連絡協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。 (雑則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長ががん・疾病対策課長と協議して定める。 附 則 1 この要綱は、平成24年11月6日から施行する。 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、保健予防課長が行う。 3 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成26年6月30日までとする。	(4) 市町村及び保健所等の代表 (5) その他がん・疾病対策課長が適当と認める者 2 委員の任期は、選任の日から2年以内とし、再任を妨げない。 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 連絡協議会に、会長及び副会長各1名を置く。 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。 (会議の開催) 第5条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務) 第6条 連絡協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。 (雑則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長ががん・疾病対策課長と協議して定める。 附 則 1 この要綱は、平成24年11月6日から施行する。 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、保健予防課長が行う。 3 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成26年6月30日までとする。
--	--

4 この要綱の施行に伴い、神奈川県腎臓疾患対策推進委員会運営要領（平成元年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年 月 日から施行する。

4 この要綱の施行に伴い、神奈川県腎臓疾患対策推進委員会運営要領（平成元年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月２６日から施行する。